

平成29年度第3回

昭島市国民健康保険運営協議会議事録要旨

平成29年10月17日

保健福祉部保険年金課

平成29年度第3回昭島市国民健康保険運営協議会

平成29年10月17日（火）午後1時30分開会

昭島市役所 庁議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 第2期昭島市データヘルス計画、及び第3期昭島市特定健康診査等実施
計画策定について（諮問）

(2) 国民健康保険広域化等に関する条例改正等について（諮問）

(3) その他

3. 報告事項

平成29年度昭島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

4. その他

出席委員（7名）

佐藤 三也 委員 高野 照夫 委員 石原 正昭 委員
五藤 英恵 委員 山本 莊太郎 委員 中田 京子 委員
岸野 康夫 委員

説明者

保健福祉部長 佐藤 一夫、保険年金課長 岡本 由紀子、
保険年金課保険係長 山本 潤、保険年金課賦課担当係長 山梨 智恵子、
保険年金課広域化担当係長 中本 崇、保険年金課保険係主事 輿石 悠太

(午後 1時30分)

◎開 会

○会長 それでは、本日はご多用のところ、本運営協議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、ただいまより、平成29年度第3回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

◎市長挨拶

○会長 また、本日は臼井市長のご出席をいただいておりますので、ご挨拶をよろしく願いいたします。

○臼井市長 皆様、本日は大変足元悪い中を国保の運営協議会にご出席賜りまして、ありがとうございます。

佐藤会長、そして高野副会長、大変会長職お世話になっております。

かつて、私も役所にいるときに、国民健康保険の担当を5年間させていただいたということで、かつては国からの補助金が45%になっちゃうなんていうのでどうなっちゃうんだなんていう、幻のような話を二十数年前……、二十五、六年前の話だと思うんですけれども、そのような中で、国保にかかわって5年間やりました。

初めて、たしか2億8,000万の一般会計の繰入れをしたときの担当だったと記憶しておりますけれども、いずれにしましても、国保の運営につきましては、国保の運営協議会の先生方には大変日ごろよりお骨折りいただき、ありがとうございます。

国保、当時から個人的に思っていたところは、1市町村で、もうそろそろ皆保険制度をやっていくのは、なかなか厳しいのかなということの中で、国の審議会等の中で、30年度に都道府県単位でということに相なったということでございますけれども、なかなか都道府県の単位になっていても、運営主体が都道府県でありますけれども、実態として、納付しますのは東京都に納付しますけれども、給付あるいは税決定するのは市町村ということの中で進めなきゃならないということで、今日は諮問を2つお願いすることになっておりますけれども、いずれにしましても国保を取り巻く環境は大変厳しいものがありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思っておりますし、国保運営協議会の中で、2年に一遍の値上げということが一つの方針となっておりますけれども、いずれにしましても、市民の負担というのも大変多うございまして、そこら辺も鑑みながら、現状に対応しながら、どう国保の運営をしていくかとい

うことを首長としても大変悩んでいるところでございます。

また、先般、東京都からの説明は、市長会から市長にということだったんですけれども、各区市町村の平均的な割合、つまり標準となる料率については、まだまだ出てこない。今年、今月中にということをおっしゃってありますので、10月25日の市長会を通じて、何らかの形があるのか、わかりませんが、少しそういうものを見ながら、改めまして、わかりましたら、また委員の皆様方、国保の協議会にお諮りしていただきたいというふうに思っていますので、今後ともぜひ今新しい過渡期のときでございますので、委員の皆様には大変ご迷惑かけますけれども、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

◎議 題

(1) 第2期昭島市データヘルス計画、及び第3期昭島市特定健康診査等実施計画策定について(諮問)

○会長 それでは、議題に入らせていただきます。

議題(1) 第2期昭島市データヘルス計画、及び第3期昭島市特定健康診査等実施計画策定についてを議題にいたします。

◎諮問「第2期昭島市データヘルス計画、及び第3期昭島市特定健康診査等実施計画策定について」

(2) 国民健康保険広域化等に関する条例改正等について(諮問)

○会長 次に、議題(2) 国民健康保険広域化等に関する条例改正について、議題といたします。

◎諮問「国民健康保険広域化等に関する条例改正等について」

○会長 それでは、国民健康保険運営協議会として諮問をお受けし、しかるべき時期に答申を行いたいと存じます。

(市長退出)

○会長 それでは、諮問内容について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 ただいま諮問文そのものをお配りいたしますので、それまでの間に、今日は資料が、事前にお送りしたものと、それから今日お配りさせていただいたものとございますので、そちらの確認をさせていただきたいと思ひます。

(資料の確認)

ではすみません、今、会長のほうにお願いいたしました、今回の2つの諮問の内容のほうをコピーになりますが、お配りいたしますので。

(諮問文写し配付)

○事務局 すみません、お待たせしました。

諮問文は、先ほど市長から会長にお渡しした内容、こちらになります。今までなかなか資料がそろわないでというところでお話をさせていただきました30年度からの広域化に向けての内容と、それからもう一つ、計画のほうが2本、今年度で最終年度になりますので、策定をするという内容になっております。

まず、最初の諮問のほうの内容なんですが、簡単に今回の資料とあわせましてご説明をさせていただきます。

<以下、資料「昭島市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画について」参照>

特定健診と特定保健指導は、ご承知のように平成20年度から始まりました健診と健診を受けられた後の方への資料の内容になっております。こちらは事業が始まって以来、昭島市医師会に実施をお願いしまして、ここまで続けてまいりましたが、今年度から保健指導の内容についてのみ、医師会以外の民間会社に事業委託をしております。ここでちょうど特定健診のほうの後期まで終わったところですので、実際の事業のほうは、これからという流れになります。

データヘルス計画のほうは平成27年度中に策定をいたしまして、内容といたしましては、医療データが電子化をされてまいりましたので、そちらを利用して、より効率的、効果的に保健事業を行っていくようにという国の指針に基づきまして策定したものでございます。

データヘルス計画は、計画年次が28年度からということで、まだこの計画に基づいて実施できた事業というのは1つだけなんですけど、今まで平成25年度から特定健診をなるべく多くの方に受けていただきたいということで、前期の健診が終わりました後に、はがきを使って勧奨を行ってきておりました。そちらをより充実したものにということで、28年度からはこちらのデータヘルス計画に基づきまして、それぞれの方の状況に合わせて、お知らせを8種類に分けて送ってみたところがございます。ただ、まだ結果については、状況を検証中の部分もあるんですが、これを行ったことによって受診率というのは実際には伸びるという形ではなくて、約1%ちょっと、実際の受診された方の人数は減ってしまったというような状況

です。

28年度の結果がそういう状況なものですから、29年度につきましては、このお知らせの内容を8種類ではなくて4つにし、かわりに電話勧奨も取り入れた形で進めている状況でございます。

データヘルス計画に基づきました事業については申し上げたような内容です。今回の計画策定では、ここで国の医療費適正化計画が6年間で作られるというところから、この特定健診の実施計画も6年間の計画年次で作るよという指針が出ております。データヘルス計画も同じ年次でちょうど計画が終了いたしますので、合わせた形で6年間。そして、データヘルスの中に、特定健診のほうを混ぜ込むような形で1つの計画としてつくっても構いません、ただ、内容として、特定健診、特定保健指導の内容がきちんと切り分けてわかるような形でつくるよというところが出ておりますので、昭島市といたしましても、こちらを1つの計画としてつくっていくよという形はどうかというふうな事務局のほうで考えているところでございます。保険年金課と健康課がかかわってつくっていくんですが、計画をつくっていく事務を実際にお手伝いいただく会社のほうの委託契約も9月にいたしまして、現在、分析を頼んでおります両備システムズという会社で準備が進んでいるところでございます。

計画関係については、このような内容になっております。

<以下、「平成29年度第1回東京都国民健康保険運営協議会資料（昭島市抜粋）参照>

引き続き、もう一つの広域化のほうの内容でございますが、こちらは東京都の運営協議会第1回が9月20日に行われまして、こちらの資料を抜粋でつけております。郵送でお送りしたのについては、今まで繰り返しお話を春からしてきたような内容でございますが、先ほど市長からもお話がありましたが、市民の方に直接関わる部分は昭島市が今後も事業の運営を進めていきますが、財政運営の責任主体が東京都になるということで、皆さんから集めた税を東京都のほうに納付金という形で納めて、国保の運営の費用は交付金という形で市のほうに交付されて、それに基づいて事業を進めていくよという流れに変わります。

東京都のほうで、実際問題、納付金、交付金が幾らぐらいになるのかということで、これまでさまざまなシミュレーションを行ってございましたが、こちらはあくまでも参考なんです、29年度にこの30年度と同じやり方をした場合にどういったよな状況になるのかということ、シミュレーションで出したものが本日追加でお配りしましたこちらの資料となります。

<以下、「別紙1」及び「別紙2」参照>

東京都内全部の自治体の内容が載っておりますので、昭島市の部分に緑色のマーカーをつ

けさせていただいておりますが、まず、縦長のほうが、今現在昭島市もそうですが、国民健康保険の会計を運営するに当たって、一般会計から赤字補填になります繰入金を繰入れて運営を行っておりますので、その実際の保険税、お一人当たりの保険税の金額といたしますのが、こちらの表の左側から3番目の数字、昭島市ですと10万185円、こちらが27年度の数字として出ております。

その左隣のほうが、もし27年度に赤字補填分なしで保険税を計算した場合には幾らになるのかというシミュレーションで、12万7,223円。こちらの方法を29年度の状況に当てはめた場合には、12万9,016円になりますというシミュレーションの資料でございます。

ただ、こちら、上のほうにピンク色で色をつけさせていただいているところにもありますとおり、シミュレーションの内容で、まだ本当の納付金あるいは税額の推定をしていくためには足りない材料等もございますので、あくまでも今現在のシミュレーション用の参考値となっております。

これまで簡単ですが、ご説明させていただきましたこと、それからこちらのホチキスが4枚とまってある資料のほうにもございますが、それぞれの自治体の所得の状況、それから医療費の水準、あとは加入されている方の年齢構成なども全て調整をいたしまして、その結果に基づいて東京都全体として必要な費用をそれぞれの自治体に割り振っていくという形になっておりますので、区市町村によって、こちらの数字が違ってきている状況でございます。

次の横長のほうの資料、申しわけございません、大変数字が細かいんですが、こちらは、必要な納付金を集めるために市ではどういった税率を設定していけばいいのかというような資料になっております。こちらは今現在のシミュレーションによる数値ということであくまでも参考なんですけど、こちらは、資料の向かって左側の部分、上のほうに区市町村標準保険料率（2方式）と表の一番上に入っておりますが、こちらが全ての自治体について所得割と均等割のみの2方式で計算した場合に、こういった数値になりますという資料です。

右側の部分、一番上が区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率となっているほうは、均等割と所得割以外に、平等割あるいは資産割を含めて保険税、保険料を計算している団体がございます。所得割、均等割をどういったバランスで決めていくかということもそれぞれですので、今現在、それぞれの団体が採用しております方法に基づいて数値を出してみた資料になっております。

こちらをご覧くださいますと、今日追加の資料で3枚、1枚ずつばらばらでお配りしたもののうちの2枚目がこれまでの昭島市の保険税の税率の資料になっております（※「別紙3」

参照)。現在28年度に改定して、そのまま29年度も採用しておりますので、この表の一番下の部分が今、昭島市の保険税の税率になっておりますが、こちらと比べていただいたときに、当然といえば、当然なんです、繰入れ分を考えないで計算している数値ですので、大変高い保険税率になっております。あくまでもシミュレーションということで、実際とは異なるんですが、やはり先ほど諮問のほうのご説明でも申し上げさせていただきましたが、高い数値になっていくだろうところを想定しているところでございます。

<以下、「別紙4」参照>

諮問の中でもう一つ触れさせていただきましたが、昭島市では、昭島市独自の制度を行っております。国民健康保険は収入のない方に関しても均等割は必ず納めていただくということで、ゼロ歳の赤ちゃんでも均等割は計算して賦課をしております。

その中で、今現在、お子さんがたくさんいる世帯については、その分、ご世帯の所得にかかわらず保険税がたくさんになりますので、そちらを軽減するために、均等割を昭島市独自に5割軽減、あるいは9割軽減しますよというルールをつくって運営しております。ただ、全員のお子さんではなくて、世帯の中に複数お子さんがいらっしゃって、その方たちの中で18歳になっていない方というルールの中ではあるんですが、そちらのほうの独自軽減を平成24年度から行ってまいりまして、その実績と資料が本日追加でお配りしました資料の3枚目、こちらの表と図がセットになったものでございます。

24年度からの実績が真ん中のところの表で示してございますが、24年、25年につきましては、18歳以下のお子さんのうち世帯の中で3人目の方の均等割を半額にする、5割軽減にするというルールだったんですが、26年度から内容を拡充させまして、図のほうの右側にもございますとおり、2人目の方、それから3人目の方にも適用させるような内容になっております。そういった状況がございまして、実施状況の実績のほうは世帯数と、それから必要費用のほう、金額が25年度から26年度にかけてのところ随分動いているような状況でございます。

ただ、こちら条例の中にこうした運用を行いますということ、附則の中に規定してございますが、2年ごとの期限を区切って進めてきている関係で、今回、29年度が終了いたしますと、このルールはこのままにしますとなくなってしまいますので、こちらのほうも続けてよろしいかどうかということも運営協議会のほうでもご意見をいただきたいと考えております。

<以下、「別紙5」参照>

最後になります、本日お配りしたもののうちの一番上に乗せてございました、縦横あわせまして棒グラフが載っておりますが、こちらの資料は昭島市の国民健康保険に加入されている方、被保険者の人数、年齢を分けた、5年間過去にさかのぼりました推移と、それからやはり24年度から28年度までの5年間の決算の状況、こちら、グラフにいたします関係で、各科目の款別ですとか、そういった細かいものではございませんが、1年おきに運営協議会に以前いただきました附帯意見に沿った形で保険税の見直しもさせていただいております、人数のほうが大分減ってきておりますので、保険税が高くなってきているんですが、必ずしも税の部分の収入は増えていないというような状況が出ております。

資料の説明とあわせまして、諮問の内容につきまして、大変簡単でございますが、ご説明させていただきました。

以上でございます。

○会長 ただいま事務局から説明がありました。質問またはご意見がありましたら、お受けいたします。何かございませんか。

○A委員 すみません、既に説明を受けているし、資料にも一応書かれていることなんですが、ちょっと簡単に確認させてください。

今度、都道府県の広域化になるということによって、給付費は全て都道府県のほうから市区町村を通じて支払われるということになる。そして、それに見合う納付額を市区町村は東京都のほうに払うということになりますと、今まで市町村がやっていたときは、当然、保険税だけでは足りないの、一般会計から繰入れがありましたけれども、今後はそれはなくなると思ってよろしいと思っておりますけれども、ただ、集めた保険税をそのままそっくり東京都のほうに出しても多分財源として足りない。

となると、そこにやはり各都道府県にはそれに見合う納付額が示される。だけど、保険税では足りないとなると、やはり一般会計のほうからそれに上乗せをして東京都に払う、こういう仕組みになると考えてよろしいんですか。

○事務局 はい、当初、この広域化のお話が出たときには、すぐには無理であっても、なるべく早い時期に、保険税を集めたものをそのまま納めれば大丈夫な形に各自治体のほうで計画的に保険税あるいは保険料の改定を行っていただくというようなお話がかなり強くあったんですが、実際には来年から始まるという今の時期になってきますと、やはり保険税と納付金の額の乖離が大変大きい状態です。当然、単純に考えれば、今、繰入れている部分がそのまま乖離になっていきます。それを少なくしていくという努力は必要だと思うんですが、

なかなか一遍には難しい、とても長期的な視点で考えていかなければ難しいのではないかなというのが、国のほうからも今出ておまして、国からもとりあえず繰入金を一補填の目的として繰入金を行っている保険者、自治体については、30年度は29年度と同じバランスを保つ、とりあえず30年度については、それも運営の方法としてあるんじゃないかというところが最近言われてきている状態です。

ですから、なかなか、保険税をとったものをそのまま納めれば、納付金額になるという状況には、広域化イコール、すぐになるというふうには考えておりません。

○A委員 わかりました。

○会長 確認なんですが、今までいろいろ交付金とかありますね。高額療養費の交付金とかいろいろ。ああいうのは、東京都からこちらに来るんですか。

○事務局 今まで国とそれから都から、いろいろ市に入ってきたお金なんですが、その種類によって、相変わらず市町村のほうに来るものもあれば、東京都全体として、東京都に所属している自治体全ての方ですよというふうに国から都道府県にも入ってしまっていて、直接には昭島市には入ってこない、交付金の形の中でこちらに入ってくるだけで、歳入の科目としては直接入ってこないというものと、2種類に今後は分かれていくような形です。

代表的なものと、今現在、前期高齢者納付金という形で日本全国のお金を集めて、前期高齢者の方の加入者の給付費に対してそれぞれ交付金、納付金でやりとりしている部分については、今度は都道府県の単位にまとめられますので、市のほうには直接お金が入ってこない。また市からも、昭島市の分ということで、直接に拠出はしないという形になってまいります。今現在、会計の科目に分かれておりますお金の種類によって、今後また、それぞれ振り分けがなされるという形になっております。

○会長 わかりました。ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○会長 なければ次に行きます。

○事務局 会長、すみません、よろしいでしょうか。

本日は、正式に初めて諮問のほうを運営協議会にお願いしました関係で説明につきましても、おさらいも含めた雑駁なものになってしまっておりますが、今後、計画のほうは市で進めておりますので、順次、また新しい計画に向けまして、ご審議いただく内容をお示していきたいと思っております。

それから広域化につきましても、また11月に東京都のほうの第2回の運営協議会が開催さ

れるんですが、そちらに向けまして、全体としての進捗状況ですとか、随時またご報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(3) その他

○会長 では、次に移らせていただきます。

議題 (3) その他について、何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

◎報 告

○会長 なければ、続いて報告事項、平成29年度昭島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、事務局からお願いします。

○事務局 それでは報告事項、平成29年度昭島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

<資料1「平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）状況」に基づき説明>

補正額でございますが、歳入歳出、それぞれ3億7,420万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億6,520万円とするものでございます。

今回の補正の主な理由でございますが、前年度分の精算に伴いまして、歳入歳出において所用の補正を行うものでございます。

(中略)

以上、簡略な説明でございますけれども、よろしく願いいたします。

○会長 ただいま事務局から説明がありました。意見やご質問がありましたら、お受けいたします。

(発言する者なし)

○会長 特になければ、次に移らせていただきます。

◎その他

○会長 最後にその他につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 私のほうからご連絡させていただきます。

今後の日程につきまして、ご連絡いたします。

次回の運営協議会は10月30日月曜日を予定しております。資料等につきましては、開催1

週間前をめぐりに送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それ以降につきましては、11月13日月曜日、11月27日月曜日、それぞれ午後1時半からを予定しております。ご都合につきましては以前お伺いしているところでございますが、ご都合が悪くなった場合は事務局までご連絡をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 それでは、これで内容は終わりなのですが、何か全体を通じて質問か何かございましたらお願いします。

(発言する者なし)

○会長 ないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

◎閉 会